

研究開発評価に係る委員会等の公開について

1. 評価小委員会（産業構造審議会産業技術分科会）

産業構造審議会運営規程第4条及び第14条により、評価小委員会については、以下のとおりとしている。

- (1) 評価小委員会は、原則、公開とする。
 - ・ 開催日程は、事前に経済産業省のホームページに掲載する。
 - ・ 傍聴については、小委員会の運営に支障を来さない範囲において認める。
- (2) 議事録（記名）は、原則、会議終了後1ヶ月以内に作成し、経済産業省のホームページに掲載する。また、議事要旨（無記名）については、原則、会議の翌日までに作成し、経済産業省のホームページに掲載する。
- (3) 配付資料は、原則、経済産業省のホームページに掲載する。
- (4) 知的財産権の保護等の観点から、小委員会委員長の判断により、小委員会を非公開とすることができる。

この場合、公開される議事録、議事要旨等には小委員会が非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

2. 評価検討会

研究開発事業等の評価検討会については、評価小委員会に準じて開催している。

したがって、原則、会議は公開、資料は公表される。知的財産権の保護等の観点から、評価検討会座長の判断により、非公開とすることができるものとし、議事録、議事要旨の扱いも評価小委員会と同様とする。

3. 本評価検討会における対応（案）

2. を受けて、一部の審議及び資料等については知的財産権保護等の観点から非公開とする。

【参考】産業構造審議会運営規程（平成13年1月15日）（抜粋）

第4条 審議会は、原則として会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

第14条 第1条から第5条までの規定は、小委員会等に準用する。